

＝戸田が選管幹部に対する懲戒請求をした重大ポイント＝
～全議員に「2/23 懲戒請求」・「2/26 懲戒請求」を資料配付するにあたって。3/7(木)

- ▲あれほど大問題になった「10/22 衆院選開票遅れ事件」について、12月議会答弁の作成において、当然やっておくべき事実調査を行わずに答弁を作成していた！
※もしくは「事実をねじ曲げた『事実経過』を捏造し、それに基づいた答弁をした！
- 1：開票作業の一部始終を記録し超重要な記録動画を10/23からネットにアップし、すぐに白川課長補佐に見ておくように伝え、白川補佐も「見ておきます」と答えていたにも拘わらず、
選管は12/5にUSBに収録して渡すまで、これら重要記録動画を全く見なかった！
(と、戸田メール質問に回答)
- 2：1/10面談で、「なぜ記録動画を見て事実経過を調べなかったのか？」との問いに、
「自分らは現場にいたから動画を見る必要が無いと考えた」、とヌケヌケと回答！
(戸田との1月面談やメール質問回答で)
- 4：しかも(12/5USB提出を受けて)「12/6などに動画を見た」と言うものの、その実態は、
▲12/19本会議答弁前に見たのは、合計わずか30分程度だけ！
(「一部短縮版動画13本」だけでも数時間及ぶ動画なのに)、
▲内容の文字記録全くせず！「重要点だけのメモ」すらせず！
(と、戸田メール質問に回答)
- 5：「戸田議員も『政党名併記もOK』と認識していた発言がある10/19動画」を選管が見たのは今年の1/4になってのこと！(戸田との1月面談やメール質問回答で)
(「選挙前に戸田にどんな説明をしてどんなやり取りをしたのか」についての記録を作っておらず、12月議会答弁作成時も調べなかったが、1/4にやっと「発見」)
- 6：選管が作成した「10/22開票作業の事実経過」はわずか32行だけの超お粗末な代物だった！
ここには開票立会人どうしや選挙長との協議等の重要事項が全く書かれていない！
(戸田メール質問への回答で判明。別紙で添付した)
(こんなお粗末な代物で、議会答弁や選挙管理委員会会議での説明をしていた！)
- 7：「戸田との面談記録」について、捏造したものを出してきた！
(1)「12/27メール質問」で「10/15から12/15までの面談の記録の提出」を求めたら、1/10に選管が出してきたのは「面談の件名」のみで、「どういうやり取りをしたのか」が全く書かれていないものだった！
(2)これに抗議して「やり取りの中身の分かる記録を出せ」と求め、1/31にやっと出してきた面談記録は、記述に数々の「重要事実の隠ぺいと歪曲」があり、
10/22以降の流れからみて辻褄が合わない事だらけだった！
(3)そもそも「1/10段階で具体的なやり取りを記載したものを出さなかった」事自体が、選管が「議員との面談記録をちゃんと作っていない」、「手前勝手な記憶や理解で面談内容を歪曲していた」証左である。

別紙：わずか 32 行の超お粗末な「10/22 開票作業現場の事実経過」（選管 2/22 回答で）

~~~~~

2 2 時 0 0 分頃 小選挙区開票立会人による有効票束の確認作業の冒頭から、開票立会人のひとりである戸田氏より「公明党 伊佐進一」と書かれた投票用紙、「伊佐さん」と書かれた投票用紙は他事記載のため無効投票であるとの発言があった。

2 2 時 1 0 分頃 開票管理者は白川課長補佐に対し、開票立会人の戸田氏に投票用紙の有効無効について判例等を示して、改めて説明する必要があるとの指示をした。

※白川課長補佐は、開票中に行っていた作業について引継ぎを行い、判例を選管事務局に取りに行った。開票所に戻ってからは、その間の開票作業の進捗等について報告を受けた。

2 2 時 4 0 分頃 開票管理者の指示を受けた白川課長補佐は、開票立会人の戸田氏に対し、「公明党 伊佐進一」と書かれた投票用紙は判例から有効投票であることを説明した。

戸田氏は、事前に聞いていた説明と異なると主張するが、今からそうすると発言した。

※しかし、その後も引き続き「事前に聞いていた説明とは異なる。」「公明党 伊佐進一」は他事記載として疑問票にまわすよう等の発言を繰り返していた。

2 3 時 0 0 分頃 開票管理者から小選挙区開票立会人の戸田氏に対し、開票作業の進行に協力するよう依頼された。しかし、戸田氏は「1枚1枚点検することは開票立会人の業務であるから、朝までやるよ。仕方がないことだ。」等と発言した。

また、開票管理者と開票立会人3人などが協議し、所属政党名と候補者名が記載された投票用紙は有効であることを再度確認した。

開票時間中 マスコミや大阪府選管から開票速報の開票率が0%から変化しない理由についての問い合わせがあった。

2 4 時 0 5 分 比例代表開票終了

2 4 時 4 0 分 選管職員から小選挙区開票立会人に対し、判例を示し、「～様、～さん」は敬称の類として有効投票であることを説明した。

2 時 1 5 分 小選挙区開票立会人による有効投票の1票ずつの点検が終了した。

2 時 3 0 分 小選挙区開票立会人が疑問票を確認した。

2 時 4 0 分 小選挙区開票終了

~~~~~